

埼玉県介護職員資格取得支援事業（初任者研修受講料）補助金のQ & A

No.	質問	回答
1	法人用と個人用どちらで申請すればよいですか。	介護職員が研修受講料を全額又は一部支払った場合は、個人申請となります。 法人申請は、研修受講料の <u>全額</u> を <u>法人</u> が支払った場合のみになります。 （参照：事務取扱要領3（2））
2	研修を修了した時点で申請書を提出すればよいですか。	研修修了後、1か月の継続勤務要件を満たした後、勤務証明書も得てご申請ください。 なお、令和7年度においては、令和8年3月31日午後5時15分までに申請書が提出されていることが必要です。
3	教育訓練給付金の支給を受けている(受ける予定)ののですが、補助金の対象となりますか。	教育訓練給付金は、「本事業と同趣旨の事業による補助金等」に該当するため、教育訓練給付金を受けている方は県の補助金の対象外です。 （参照：交付要綱第4条）
4	私の住む市町村で、初任者研修の補助制度がありますが、県と市町村どちらの補助も受けることは可能ですか。	県と市町村で重複して補助を受けることはできません。 ただし、市町村が「県の補助に上乗せして支援すること」を目的として実施している事業で、市町村の補助金と県の補助金と両方の申請をすることが可能とされている補助金の場合は「同趣旨の事業」にはあたらないため、申請可能です。
5	分割払いの手数料分は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。
6	分割払いをされていて、支払の完了が来年度の予定なのですが、大丈夫ですか。	申請年度内に支払った部分のみが補助金の交付対象となります。受講料は、補助金の交付を受けようとする年度内に完了するようにしてください。 （例：R7年度の補助金 R8年3月31日までに支払完了）
7	受講料を1/2したときに、1円未満の端数が発生する場合はどうすればよいですか。	1円未満の端数が発生する場合は切捨てとなります。 例：受講料 54,455円の1/2額 = 27227.5円 →申請額：27,227円
8	ATM（金融機関、コンビニ等）で研修機関に受講料を払い込んだため、払込票はあるのですが、この写しでよいですか。	研修機関が直接発行した領収書の写しが必要になります。ない場合は、研修機関に発行を依頼し、お手元に届きましたら、その写しを提出してください。
9	領収書を紛失してしまったのですが。	研修機関に再発行を依頼してください。
10	研修機関で領収書の再発行ができない場合、どうすればよいですか。	領収書が発行できない場合は、研修受講料の受領を証明する書類の発行を依頼してください。
11	パート職員は補助の対象となりますか。	1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であれば対象となります。 （参照：交付要綱第2条）
12	研修受講料を法人が全額支払いをし、法人が申請している場合で、領収書の名義が個人になっていますが、必要書類はありますか。	法人が個人あてに支払いをしていることの確認できる書類を提出してください。参考様式はホームページ法人用「記入例P.4」を参照してください。